

尾道市条件付一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が実施する入札の後に当該入札に参加した者の必要な資格を審査する建設工事の条件付一般競争入札（以下「本競争入札」という。）の実施に関し、法令又は他の規則等に特別な定めがあるもののほか必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 本競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、請負対象設計金額が1,000万円以上の工事とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（入札参加資格要件）

第3条 対象工事の入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれも満たす者でなければならない。

- (1) 対象工事に係る業種について、尾道市建設工事等競争入札参加者資格審査規程（昭和53年訓令第7号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者である場合にあつては、手続開始の決定がされていること。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあつては、手続開始の決定がされていること。
 - (5) 対象工事の公告日から開札日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けていない者
 - (6) 対象工事の公告日から開札日までの間のいずれかの日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていない者
 - (7) 対象工事に係る設計業務等の受託者以外の者であつて、かつ、当該受託者と資本及び人事面において関連がない者
 - (8) 尾道市発注契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年9月1日施行）別表第1の1から5までのいずれにも該当しない者
- 2 対象案件ごとに必要と認めるときは、次に掲げる事項を前項の要件に加えることができるものとする。
- (1) 対象工事の業種に係る建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類及び区分
 - (2) 対象工事の業種に係る建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた営業所（以下「営業所」という。）又は主たる営業所の所在地
 - (3) 前項第1号の認定時における対象工事の業種に係る経営事項審査の総合評定値及び年平均完成工事高
 - (4) 元請施工実績（原則として直近10年から15年以内のものとし、かつ、特定共同企業体の構成員としての実績は、原則として出資比率20パーセント以上の場合のものとする。）
 - (5) 配置予定技術者の資格及び経験又は施工実績
 - (6) その他必要と認める事項
- 3 特定建設工事共同企業体に工事を発注する場合は、構成員のすべてが第1項及び

前項の入札参加資格要件を満たす者でなければならない。

(入札参加資格要件の決定等)

第4条 契約担当課長は、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「規則」という。）第26条に規定する公告の案を作成し、あらかじめ尾道市建設工事等指名業者選定に関する規程（昭和54年訓令第6号）第6条に規定する尾道市建設工事等指名業者審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

2 対象工事の入札参加資格要件は、審査会の審議を経て、副市長が決定するものとする。

(公告)

第5条 対象案件を本競争入札に付するときは、規則第26条の規定に基づき公告するものとする。

2 本競争入札の公告は、案件ごとに異なる部分及び入札参加者に注意を喚起しなければならない事項（以下「個別事項等」という。）のみを本文として記載し、基本的に全ての案件において共通であるような事項（以下「共通事項」という。）は、これを別紙として引用する形とすることができるものとする。

(設計図書の閲覧等)

第6条 対象工事の設計図書の閲覧並びに設計図書に係る質問及び回答は、公告において定める方法により行う。

2 前項の方法により設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。

(入札の方法)

第7条 本競争入札は、原則として、尾道市電子入札実施要領（平成20年4月1日施行。以下「電子入札要領」という。）に定めるところにより電子入札システムを使用して行うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、電子入札システムを使用しないで行うことができる。

(入札の手続)

第8条 本競争入札に参加しようとする者は、対象工事の公告に定める期限までに入札書を提出しなければならない。

(工事費内訳書の提出)

第9条 入札参加者は、入札書の提出に併せ、当該工事に係る工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、再度入札の際においては、この限りでない。

2 前項において、工事費内訳書の提出がない者は、入札に参加することができない。

3 工事費内訳書の記載事項及び様式は、別に定める。

4 入札参加者は、その提出した入札書又は工事費内訳書を書き換え又は撤回することができない。

5 提出された工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入札参加者は落札者としなない（その者のした入札は無効とする）。

(1) 記名がない場合

(2) 工事名に誤りがある場合

(3) 工事費内訳書の合計金額と入札金額が同額でない場合

(4) 第3項で定める記載事項の記載がない場合

6 工事費内訳書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

7 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

第9条の2 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、開札後に入札参加者に対して工事費内訳書の提出を求めることができる。

2 前条第3項、第6項及び第7項の規定は、前項に規定する工事費内訳書について準用する。

(開札の手続)

第10条 入札執行者は、電子入札要領に基づき、電子入札システムを使用して入札書を一括開札するものとする。

2 入札執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者として選定した後、落札者の決定を保留し、開札手続を終了するものとする。

3 前項の場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、1人の落札候補者を選定するものとする。

4 入札執行者は、第1項の規定により開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき。）は、規則第33条の規定に基づき再度入札を行うものとする。

(資格要件確認書類の提出)

第11条 市長は、前条の開札手続の終了後、落札候補者に対し、公告に定める資格要件に応じ、次に掲げる書類を指定する期限までに提出するよう、資格要件確認書類提出依頼書により求めるものとする。

(1) 配置予定技術者の資格及び工事経験を記した書類

(2) 建設工事の施工実績を証明する書類

(3) その他の必要な書類

2 前項により資格要件確認書類の提出を求められた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、当該入札参加者に対し建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱（平成7年4月1日制定）に基づく指名除外措置を行うことがある。

(1) 市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

(2) 資格要件の確認のために契約担当課長が行った指示に従わない場合

(3) 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合

(4) 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合

3 資格要件確認書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

4 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。

(配置予定技術者)

第12条 配置予定技術者は、契約日時点において配置できる技術者を記載するものとする。

2 資格要件確認書類を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）の記載を認めるものとする。

3 資格要件確認書類の提出期限以降は、その理由を問わず配置予定技術者の変更・差替え等は認めないものとする。

4 落札後、配置予定技術者を配置することができない場合は、建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱に基づく指名除外を措置することがある。

5 落札後、工事の施工に当たって、資格要件確認書類に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。

(入札参加資格の審査)

第13条 入札執行者は、入札参加資格の審査を電子入札における開札時間の早いものから順に行うものとする。

2 入札執行者は、落札候補者から提出された資格要件確認書類等により入札参加資格の審査を行うものとする。

(落札者の決定方法)

第14条 請負対象設計金額が1億円以上(上下水道設備(電気・機械)工事等においては、請負対象設計金額2,500万円以上)の工事及び総合評価方式を適用する工事の落札者の決定方法は、別に定める低入札価格調査制度を適用する。

2 請負対象設計金額が1億円未満(上下水道設備(電気・機械)工事等においては、請負対象設計金額2,500万円未満)の工事(総合評価方式を適用する工事を除く。)の落札者の決定方法は、別に定める最低制限価格制度を適用する。

3 入札執行者は、落札候補者の入札参加資格の審査を行い、その結果、資格要件を満たしていることが確認できるときは、その者を落札者として決定するものとする。

4 前項の規定による落札者の決定は、原則として開札時間の早いものから順に行うものとする。

5 入札執行者は、落札候補者が資格要件を満たしていることが確認できない場合は、その者の入札を無効とし、入札を無効と決定された者を除いた最低価格入札者から第11条の規定に準じて資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を落札者が決定するまで行うものとする。

6 前項の場合において、入札を無効と決定された者を除いた最低価格入札者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、1人の落札候補者を選定するものとする。

7 第5項の場合において、入札を無効と決定された者を除いた入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき。)は、規則第33条の規定に基づき再度入札を行うものとする。

8 市長は、本競争入札の落札者を決定した場合は、当該入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第15条 市長は、特定建設工事共同企業体に建設工事を発注する場合において、第5条の公告に記載した特定建設工事共同企業体の構成員の資格要件を有する者(この項において「有資格者」という。)から他の有資格者の情報の提供を求められた場合は、有資格者の一覧表を閲覧に供するものとする。

2 その他特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱いは、この要綱に定めるもののほか尾道市建設工事共同企業体取扱要綱(昭和54年8月7日制定)の定めるところによる。

(入札を無効とした者の取扱い)

第16条 市長は、第6条第2項、第9条第5項及び第11条第2項の規定により入札参加者の入札を無効としたときは、その旨及びその理由を通知するものとする。

2 前項の規定により入札を無効とされた者は、前項の通知を行った日から起算して3日以内に、市長にその理由の説明を求めることができる。

3 前項の規定により理由の説明の請求があった場合、市長は速やかにその説明を行うものとする。

(入札の打切り)

第17条 市長は、本競争入札を行った結果、落札者が決定しないときは、本競争入札の手続を再度行うものとする。

2 市長は、前項の再度の手続においても落札者が決定しない等の特段の事情がある場合は、前項の規定にかかわらず指名競争入札の手続によることができるものとする。

(入札結果の公表)

第18条 建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表事務処理要領（平成13年4月1日制定）の規定により入札結果等を閲覧に供する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第5項第1号の規定は、この要綱の施行の日以後に条件付一般競争入札の公告を行う建設工事について適用し、同日前に条件付一般競争入札の公告を行った建設工事については、なお従前の例による。